ケアホーム・クローバー　通所リハビリテーション利用料一覧表

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び、利用時間によって利用料が異なります。
以下は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 の1日あたりの自己負担額です。

１ 時 間 以 上 ２ 時 間 未 満						
	通所リハビリテーション費	理学療法士等体制強化加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算			1日の合計
要介護 1	369 円	30 円	110 円	円	円	509 円
要介護 2	398 円	30 円	110 円	円	円	538 円
要介護 3	429 円	30 円	110 円	円	円	569 円
要介護 4	458 円	30 円	110 円	円	円	598 円
要介護 5	491 円	30 円	110 円	円	円	631 円

〈※〉上記料金以外に別途料金が発生する場合（サービス）もございますので、担当職員に確認（ご相談）をお願いいたします。

○ 事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。

リハビリテーションマネジメント加算イ

・ 開始日から6月以内/月　　560円
　通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合。

・ 開始日から6月超/月　　240円
　当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合。

・ 事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合。　　270円

○ 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、リハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ単位数を所定単位数に加算します。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。又、短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しません。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）開始日から3月以内/日　　240円
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）開始日の属する月から起算　3月以内/月　　1，920円

○ 若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合。
若年性認知症利用者受入加算　60円/日

○ 退院時共同指導加算　　600円/回
病院または診療所に入院中の者が退院するに当たり、リハビリ事業所の医師又は、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリを行った場合。 ※退院につき1回まで。

〈※〉尚、被爆者健康手帳をお持ちの方は、基本サービス費及び加算に関しての費用負担はありません。

医療法人社団　八雄会　ケアホーム・クローバー